

## 1. 件名

トランスフォーマティブ・イノベーションの実現に向けた未来洞察のための調査・分析手法の高度化に関する調査

## 2. 目的

近年、持続可能な開発目標(SDGs)の達成やカーボンニュートラルの実現等、グローバルな社会的課題の解決に向けた社会変革型のイノベーション(トランスフォーマティブ・イノベーション)の必要性が高まっており、各国において、新たな政策アプローチに基づく試行・実施が進められている。

トランスフォーマティブ・イノベーションの実現のためには、あるべき将来像等を描き、そこからのバックキャストを行うことで将来像を実現するための方策等を導出し、その実現のシナリオについてエビデンスに基づいた戦略を策定していくことが求められている。

上記のような環境でのイノベーションを実現するため、EU、英国、カナダ等のシンクタンク組織においてはエビデンスに基づく政策立案(以下、「EBPM」という。)、ホライズンスキューニング、インパクトアセスメントなどによる将来像の検討を行っている。これらの検討を行う上では、各国政府や企業等の現状及び将来動向を調査・分析することが必要であり、その適否は EBPM やホライズンスキューニングに大きく影響するため、調査・分析結果を適切に導出することが非常に重要である。また、国内でも、科学技術・学術政策研究所における科学技術予測調査にホライズンスキューニング、ビジョニング、シナリオ等の手法を用いている等、様々なシンクタンク組織において情報収集・分析手法が活用されている。以上のような国内外の動向を踏まえて、イノベーション戦略センターでは、環境・エネルギー分野および産業分野において今後取り組むべき新たなフロンティア領域や取組を強化すべき領域の特定を行うため、トランスフォーマティブ・イノベーションの実現に向けた未来洞察のための調査・分析手法を高度化することを予定している。

そこで本調査では、上記の趣旨に鑑み、環境・エネルギー分野および産業分野におけるフロンティア領域を特定するための評価の観点およびそのエビデンスとなる評価ソースに対してオープンソースを中心とした情報収集・分析手法について参考となる国内外における研究機関の手法等についての調査を行う。

## 3. 内容

上記の目的を達成するために下記の項目について調査を実施する。なお、各調査項目の検討・実施にあたっては、各項目の調査方針についてNEDOと協議の上で決定することとする。

### (1) 国内外における研究機関が採用している手法等の調査

本調査の目的に鑑み、国内外における研究機関が、フロンティア領域の特定に向けて、対象領域の市場規模や社会課題への貢献の可能性などに係る「将来性」、スタートアップ等が新規に事業化を手掛けている領域に係る「技術・アイデアの革新性」、対象領域に関する自国の保有技術、研究体制、事業環境に係る「自国の優位性」の各項目に関して、どのような情報をどのように情報収集を行い、それらの情報を分析するためにどのような手法等を採用しているのかについて整理する。

調査する研究機関としては、国内外3事例程度を抽出する。整理すべき調査項目については、以下の項目を基準とするが、必要に応じて追加することは妨げない。なお、国外の戦略研究機関については、本調査を通じてNEDOが必要と判断する当該機関とは、関係する項目について意見交換を行うことがある。当該機関との意見交換に際しては、日程調整および議事録の作成について支援を行うものとする。

- a. 情報収集の対象
- b. 情報収集手段(可能な限り具体的な媒体名)および情報収集頻度
- c. 情報収集部署の構成(要員の人数、保有する資格・能力、人事制度、部署の地位・役割等)
- d. 収集した情報に基づく分析手順(インテリジェンスサイクルにおける相当する手順との比較)
- e. 使用・活用している具体的な分析手法(ワークショップ、プログラム等)

f. 分析結果の活用先及び活用内容

(2) リスクマネーの動向に関する調査

前項における「技術・アイデアの革新性」に関して、スタートアップ等が手掛ける革新技术の開発に対する公的・私的投資といったリスクマネーの動向を調査する。調査にあたり、動向を把握できるデータベースについても可能な限り調査し、適宜整理を行う。その際、当該データベースの信頼性・信憑性を重視して調査を行う。

4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2025 年9月 30 日まで

5. 予算額

2024年度～2025年度：2,000万円以内(税込み)

6. 報告書

調査報告書の電子ファイル一式を、それぞれ以下の期日までに NEDO プロジェクトマネジメントシステムで提出すること。

調査報告書の提出期限：2025 年 9 月 30 日まで

記載内容については、「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って、作成の上、提出のこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

8. その他

(1) 調査の進捗状況に関する報告は、月 2 回程度を基準として実施する。なお、NEDO が必要と認めた場合には、適宜報告を実施するものとする。

(2) 本仕様書に定めなき事項については、NEDO と実施者が協議の上で決定することとする。

以上